

i 介護保険料についてのお知らせ

問 長寿政策課 ☎62-1234

65 歳以上の方の介護保険料は、前年中の所得などにに基づき、所得段階に応じて決定します。7 月上旬に「保険料額決定通知書」が届きますので、内容をご確認ください。

納付方法 原則、年金からの天引き（特別徴収）

※特別徴収の対象とならない場合は「納付書または口座振替によるお支払い（普通徴収）」

納期 7 月末から令和 9 年 2 月末までの全 8 回払い（普通徴収の場合）

※特別徴収・普通徴収の区分は自動的に判定されますので、手続き不要です。

i 負担限度額認定申請と負担割合証について

問 長寿政策課 ☎62-1234

●負担限度額認定申請手続き

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院やショートステイを利用する時の食費・居住費について、申請により低所得の方への助成を行っています。現在認定証をお持ちの方の有効期限が 7 月末ですので、8 月以降も負担軽減を受ける場合は申請が必要です。

申 長寿政策課介護保険係に持参または郵送

必要書類 ●本人及び配偶者（内縁関係含む）の預貯金など、資産に関する資料の写し
※通帳は金融機関名・支店名・口座番号・名義人と、直近 2 カ月分の明細、定期預金に記載されているページ

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日	令和 年 月 日
番号	788-8686
住所	希望ヶ丘1番地
氏名	宿毛 太郎
生年月日	昭和 年 月 日
有効期限	令和 年 月 日から 年 月 日まで
介護の負担限度額	円 円 円 円 円 円
居住費又は滞在費の負担限度額	円 円 円 円 円 円
保険者番号並びに保険者の名称及び印	392084 宿毛市

●負担割合証

負担割合証の有効期限は毎年 7 月末です。要介護・要支援認定を受けている方に、新しい負担割合証を 7 月上旬に送付します。

有効期限 8 月 1 日～令和 9 年 7 月 31 日

介護保険負担割合証	
交付年月日	令和 年 月 日
番号	788-8686
住所	希望ヶ丘1番地
氏名	宿毛 太郎
生年月日	昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
1 割	開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	392084 宿毛市

※ご不明な点はお問い合わせいただくか、宿毛市 HP をご確認ください。



宿毛市 HP